

2. 事業の目的と概要	
(1) 事業概要	<p>当事業は 2019 年 2 月から 2022 年 1 月の 3 年間で、ジンバブエ国のエプワース地区およびクウェクウェ郡において、中等学校のインフラ整備および『褒めて伸ばす教育法¹』を用いた生徒指導法の導入による教員の能力強化を通じて、生徒たちが質の高い教育を受けられるような環境整備を行う。第 2 年次の今期は、事業地をクウェクウェ郡に広げ、既存校 2 校のインフラ支援および学校施設の維持管理トレーニングを行う。同時に、第 1 年次に作成する同生徒指導法のハンドブックおよびマニュアルを用いて、コアトレーナーの養成を経て、対象 10 校の教員に対してトレーニングを実施する。教員間の学びの場などを通じて継続的にフォローする他、生徒や地域住民へのトレーニング・啓発活動を行い、地域全体で褒めて伸ばす指導法を用いた生徒指導法を普及させる。</p> <p>This project will improve safer school environment for students in Epworth township and Kwekwe district through school infrastructure development and capacity development of teachers for positive discipline for 3 years. So that children can receive better quality education. In year2, the project will support infrastructure development and organize trainings for school management in 2 target schools in Kwekwe district. At the same time, the project will train core trainers to train all teachers in 10 target schools with a hand book and a manual for positive discipline developed in Year1. The project will also approach students and community people through trainings and sensitization sessions to promote the concept of positive discipline in the target area.</p>
(2) 事業の必要性 (背景)	<p>ハイパーインフレーションや自国通貨の発行停止など、2000 年以降に発生した経済混乱によりジンバブエの政府財政は厳しい状況に陥った。2019 年 6 月には暫定通貨「RTGS ドル」を唯一の法定通貨に制定したが、政府財政の困難は続いており、教育や医療などの基本的な行政サービスへの投資は満足にできていない。特に中等学校のインフラ整備の遅れは深刻であり、中等教育の就学年齢にある子どもたちの多くが教育の機会を得られない原因の一つとなっている。初等教育の就学年齢にある子どもたちの就学率が 85.86% まで改善しているにも関わらず、中等教育の就学率は 44.24% と依然として低いままである (UNESCO, 2013 ※Gross 統計²)。とりわけ、当事業の対象地であるエプワース地区³およびクウェクウェ郡⁴の中等教育の環境整備の遅れは深刻である。1 年次に当事業で新規の公立中等学校を整備するエプワース地区では、公立の中等学校が 4 校しかない。2019 年は中等教育の学齢期人口、約 18,500 人 (推定) に対</p>

¹ 褒めて伸ばす教育法とは「ポジティブ・ディシプリン」ともいわれる指導法のこと。体罰を始めとする罰を与えるのではなく、カウンセリングやガイダンスなどの前向きな指導により、子どもの能力を伸ばす手法。

² <https://www.indexmundi.com/facts/zimbabwe/school-enrollment>

³ エプワース地区は都市部であり、人口は 167,462 人 (2012 年国勢調査)。ハラレ中心部まで車で約 30 分と近いこともあり、貧困層を中心に人口流入が続いている。

⁴ クウェクウェ郡は農村部であり、人口は 174,727 人、(2012 年国勢調査)

し、公立中等学校の収容人数はわずか2,825人である。また、今期にインフラ支援を行うクウェクウェ郡には公立中等学校が44校あるが、中等学校への入学生徒数の増加にインフラの整備が追い付いていない⁵。多くの学校で平均1教室55人⁶と定員数を超える生徒が教室で学んでいるほか、トタン板造りの簡易教室や屋外で学ばざるえない生徒たちもいる。そのため、天候によっては授業の実施が困難であり、生徒は適切な環境で質の高い学びを得ることができない。

インフラ整備の遅れに加え、ジンバブエの学校では、教員が効果的な生徒指導法について十分な能力を持ち合わせておらず、子どもの不適切な態度や行動をさらに助長させてしまうような指導が行われていることも問題である。エプワース地区、クウェクウェ郡で当団体が行った聞き取り調査によると、クラス内の秩序を乱した生徒に対して教員が用いる指導法として挙げられたのは、体罰⁷、無視をする、教室から退出させ授業に参加させない、掃除や農作業といったマニュアルワークをさせる、などがある。また、当団体の現地提携団体であるプラン・インターナショナル・ジンバブエが3郡400人の生徒を対象に行った調査によると、およそ77%の生徒が常にもしくは時折体罰を受けていると回答している(Plan International, 2016⁸)。さらに、全国の教員の71%が生徒への指導として体罰を行っているとの調査結果もある(UNICEF, 2016⁹)。日常的な体罰は、心身の成長や自尊心の育成を阻害するほか、子どもの認知的能力や社会情緒的能力の発育に影響を及ぼし、学業や社会的スキルの獲得にまで大きな影響を及ぼすとも言われている(Plan International, 2016¹⁰)。保護者が体罰は子どもへの指導にとって最も有効な手段と考えており、家庭内で用いたり、教員に指導として体罰の使用を望む場合も少なくない¹¹。また、無視をする、授業に参加させないといった指導法は、生徒が抱える問題に向き合うことなく、学習の機会を奪うこととなり学力向上の妨げになっている。

ジンバブエの初等中等教育省(以下「教育省」)は、「2016年-2020年教育セクター戦略(Education Sector Strategic Plan 2016-2020)」で、人口増に見合った教育インフラの拡大をうたっているほか、チャイルドフレンドリースクール・ポリシー¹²を打ち出し、子どもにとって安全な教育環境づくりを目指している。さらに、ジンバブエでは、2019年4月に憲法裁判所の判決で学校での体罰が違憲とされたほか、同年6月に学校での体罰を全面的に禁止する教育法の改正案が議会に提出された。このようにジンバブエは国として、

⁵ 2017年のクウェクウェ郡を含むミッドランド州の中等教育の学齢期人口(13-18歳)243,130人の内、中等学校に通っている子どもは141,758人(約55%)である。

⁶ ジンバブエ政府の基準は1教室30~33人(学年による)

⁷ ジンバブエの学校や郡教育事務所での聞き取り調査によると、先端にゴムを巻いた40-50センチの木の棒が通常使われ、それで臀部をたたくという。対象地域では、過度の体罰により生徒が死亡した例もある。

⁸ Practical Alternatives to Corporal Punishment in Zimbabwe (Plan International, 2016)

⁹ https://www.unicef.org/zimbabwe/Social_Norms_and_VAC.pdf (Research on Addressing Social Norms that Underpin Violence Against Children in Zimbabwe: UNICEF, 2016)

¹⁰ Practical Alternatives to Corporal Punishment in Zimbabwe (Plan International, 2016)

¹¹当団体がエプワース地区、クウェクウェ郡にて行った聞き取りによる。

¹² チャイルドフレンドリースクール・ポリシーは、子どもたちが適切な設備を備えた環境で、体罰やいじめといった暴力に晒されることなく、安心して学ぶことが出来る学校づくりを目指す、UNICEFが推奨する方針。

	<p>中等学校のインフラ整備および体罰にかわる適切な生徒指導法の普及を目指しているが、財源・人的リソースの不足から、十分な対策をとすることが難しい。そのため当事業で、こうした状況を補完することが強く望まれている。</p> <p>第1年次では、これまで、エプワース地区の新規開校の中等学校(1校)を対象とした校舎建設のため、建設業者の選定、建設予定地の詳細な調査、関係省庁からの建設許可の取得、建設資材の調達を行った。また、教員のための「褒めて伸ばす教育法を用いた生徒指導法」ハンドブックおよびマニュアル作成のためコンサルタントへの委託事項を定め、コンサルタントの公募を行った。</p> <p>第2年次では、クウェクウェ郡に活動を拡大し、新たな対象2校の中等学校の教室や衛生設備などのインフラ支援を行うとともに、第1年次に作成したハンドブックおよびマニュアルを活用し、対象10校の教員に対してトレーニングを実施する。さらに、生徒や地域住民への意識啓発活動を展開し、地域全体で褒めて伸ばす教育法を用いた生徒指導法の普及を目指す。</p> <p>●「持続可能な開発目標(SDGs)」との関連性 当事業は「持続可能な開発目標(SDGs)」の目標4(4.1、4.5、4.a、4.c)、目標5(5.2)、目標16(16.1、16.2)の達成に寄与するものである。当事業の活動1.「インフラ支援」は、女の子や障がいのある子どもを含む、全ての子どもたちに適切な環境での教育を提供することに貢献する。また、適切な教育環境で子ども達が学業に集中できるようになることで、教育の質の向上につながる(4.1、4.5、4.a)。当事業の活動2.「教員による褒めて伸ばす教育法を用いた生徒指導法の確立と実践」は、教員の生徒指導法を改善させ、質の高い教員の育成に貢献する。(4.c) また、同生徒指導法を導入し体罰を防止することは女の子を含む、子どもに対する暴力全体の数を減らすこと貢献する。(5.2、16.1、16.2)</p> <p>●外務省の国別開発協力方針との関連性 都市部エプワースおよびクウェクウェ郡の農村地域の脆弱層にアプローチする当事業は、日本政府によるジンバブエの国別援助方針である「貧困層住民に対する人間の安全保障の確保に向けた支援」に沿ったものであり、「持続可能な開発目標(SDGs)」の目標4、目標5、目標16とも合致する。</p> <p>●「TICAD VIIにおける我が国取組」との関連性 ジンバブエにおける中等教育の就学年齢にある子どもたちへの支援は、TICAD VI ナイロビ宣言「Ⅲ繁栄の共有に向けた社会安定化」が目指す「若者への教育・職業訓練等をはじめとする平和と安定の実現に向けた基礎作り」と一致する。</p>
(3) 上位目標	エプワース地区およびクウェクウェ郡の子どもたちが質の高い中等教育を受けられるようになる。
(4) プロジェクト目標 (今期事業達成目標)	エプワース地区およびクウェクウェ郡の対象校において、適切な教育環境が整備される。

	<p><u>クウェクウェ郡の</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 対象 2 校で学校施設が整備される（教室 2 棟、給水設備 2 棟、生徒用衛生設備 3 棟（1 棟は既存設備の修繕）、教師用衛生設備 2 棟）。 褒めて伸ばす教育法を用いた生徒指導法のハンドブックおよびマニュアルを用いて、対象 10 校の教員、生徒、地域住民にトレーニング・啓発活動が行われる。
(5) 活動内容	<p>上述した状況を改善するため、当事業では、エプワース地区の公立中等学校 5 校およびクウェクウェ郡の公立中等学校 5 校、計 10 校を対象に事業を行う。主な活動は、1)「教室建設などのインフラ支援」および 2)「教員による褒めて伸ばす教育法を用いた生徒指導法の確立と実践」の 2 つである。具体的な活動内容は以下のとおり。</p> <p>1. 教室建設などのインフラ支援（維持管理トレーニング含む） (※参考資料 2)</p> <p>1-0 引き渡し式（エプワース地区で 1 年次に建設する学校） 1 年次にエプワース地区で新規に建設する Adelaide 校で引き渡し式（開校式）を実施する。初等教育省および地方自治体の関係者、在ジンバブエ日本大使館関係者、学校関係者、生徒、保護者、地域住民らを招待し、Adelaide 校の開校を祝う（招待者計 425 人、1 日 × 1 回、Adelaide 校で実施）。</p> <p>1-1 事業開始ワークショップ クウェクウェ郡の会議室で、当団体の職員および教育省などの関係機関が集まり、事業全体の活動内容の再確認や 2、3 年次の 2 年間の年間スケジュールの設定、各関係者の役割分担の確認などを目的に実施する（21 人、1 日 × 1 回、クウェクウェ郡の会議室で実施）。エプワース地区では 1 年次に実施済み。</p> <p>1-2 教室建設および教室備品の支給 クウェクウェ郡において既存の中等学校（2 校）で以下の通り設備を建設・修繕するとともに、教室備品（机、いす、教卓、書棚など）を支給する。</p> <p>【Sibangani 校】</p> <ul style="list-style-type: none"> 教室棟の建設 1 棟（2 教室 ※教室あたり収容予定人数 30-33 人） 給水設備の設置 1 棟 既存の衛生設備（男子生徒用）の修繕 1 棟（10 個室） 新規の衛生設備（女子生徒用）の建設 2 棟（1 棟 5 個室） 新規の衛生設備（教師用）の建設 1 棟（5 個室） 教室備品の支給（机、いす、教卓、書棚など） <p>【Mugandan i 校】</p> <ul style="list-style-type: none"> 教室棟の建設 1 棟（2 教室 ※教室あたり収容予定人数 30-33 人） 給水設備の設置 1 棟 新規の衛生設備（教師用）の建設 1 棟（5 個室）

<ul style="list-style-type: none"> ・教室備品の支給（机、いす、教卓、書棚など） 	<p>【当初計画からの変更箇所】</p> <p>1. 当初の予定ではクウェクウェ郡のインフラ支援対象校においては両校に同様のインフラ支援（1校につき、教室棟2棟（各2教室/計4教室）、給水設備の設置各1棟、既存の男女別トイレ修繕各1棟、教室備品の支給）をする予定であったが、改めて現地で調査をしたところ以下のようないニーズの変化があったため、上記に記載したように支援内容を変更する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民の自助努力で生徒用衛生設備1棟が建設された（Mugandani校）。 ・住民の自助努力で教室が建設された（両校、各1棟）が、教室設備が揃わずに使用できていない。 ・本来、衛生設備は、生徒用と教員用で分けられるべきところが、分けられていなかった（両校）。 <p>2. 当初の予定ではAdelaide校の開校準備（教室備品の支給）と開校は2年次に行う予定であったが、同校への教員の配置および生徒の受入れ準備が予想よりも早く進んだため、現地行政の要請を受け、1年次に前倒しで行った。</p> <p>1-3 学校開発委員会対象の施設維持管理トレーニング</p> <p>クウェクウェ郡のインフラ支援対象校（2校）において、保護者および学校関係者（校長、教員）、地域リーダーからなる学校開発委員会を対象とするトレーニングを行う（20人/校×2校=40人、1日×1回/校、各対象校で実施）。学校開発委員会は生徒から徴収された修繕費¹³の管理を担う委員会である。研修では委員会が適切に修繕費を管理し、施設の維持管理ができるようになることを目的とする。なお、1年次にエプワース地区で新規に開校するAdelaide校に対しては1年次に本トレーニングを実施するが、2年次にフォローアップトレーニングを行う（20人/校×1校=20人、1日×1回、Adelaide校で実施）。</p> <p>1-4 校長および教員対象の学校運営にかかるトレーニング</p> <p>クウェクウェ郡のインフラ支援対象校（2校）において、校長および教員、地域住民、PTA・コミュニティリーダーらを対象とする学校運営にかかる研修を実施する（12人×2校=24人、1日×1回/校、各対象校で実施）。本研修では、学校運営全般における各々の役割を改めて確認する場とする。なお、1年次にエプワース地区で新規に開校するAdelaide校に対しては1年次に本トレーニングを実施するが、2年次にフォローアップトレーニングを行う（12人、1日×1回、Adelaide校で実施）。</p> <p>【当初計画からの変更箇所】</p>
--	---

¹³施設の維持管理費は原則生徒から授業料で賄われる。授業料は各学校で設定されるが、クウェクウェ郡では約30ドル/学期が平均的である。

- ・ 1-3 学校開発委員会対象の維持管理トレーニングについて。1年次にエプワース地区で開校する Adelaide 校では、新規に学校開発委員会を設置し、トレーニングをする必要がある。そのため、2年次にフォローアップトレーニングを行い、学校開発委員会のメンバーの更なる能力強化を図ることとする。
- ・ 1-4 校長および教員対象の学校運営にかかるトレーニングについて。1-3 のトレーニング同様に、1年次にエプワース地区で開校する Adelaide 校では、新規に配置する校長や教員、地域住民、コミュニティリーダーらを対象に学校運営にかかるトレーニングをする必要がある。そのため、2年次にフォローアップトレーニングを行い、メンバーの更なる能力強化を図ることとする。

※2年次のクウェクウェ郡の建設対象校（2校）は既存校であり、既に設立されている学校開発委員会や学校運営の役割を担う校長や教員、保護者らが活動している。そのため、彼らに対するトレーニングは第2年次の1回のみとする。

2. 教員による褒めて伸ばす教育法を用いた生徒指導法の確立と実践

（※参考資料3. トレーニングリスト 参照）

2-1 教員向けのトレーニング

2-1-1 教員のための「褒めて伸ばす教育法を用いた生徒指導法ハンドブック（以下ハンドブック）およびマニュアル作成のためのワークショップ

1年次で終了予定の活動。

2-1-2 褒めて伸ばす教育法を用いた生徒指導法のトレーナーズトレーニング

1年次で作成する教員のための「褒めて伸ばす教育法を用いた生徒指導法ハンドブック（以下ハンドブック）」および「マニュアル」を用い、これまで作成に携わった教育省の担当官および子どもの保護の専門家が講師となり、対象校の教員代表や教育行政官をコアトレーナーとして養成する（18人、3日×1回、ハラレ市内の会議室で実施）。

2-1-3 教員への褒めて伸ばす教育法を用いた生徒指導法トレーニング

エプワース地区およびクウェクウェ郡の対象10校の全教員を対象に、2-1-2で養成したコアトレーナーがハンドブックとマニュアルを参照しながら、実践的手法を中心に指導を行う（エプワース地区：143人、クウェクウェ郡：71人、2日×1回/校、各対象校で実施）。

2-1-4 継続的な教員の学びの場の提供を通したフォローアップトレーニング

2-1-3のトレーニング実施後、教員は日常的な教育の場で、褒めて伸ばす教育法を用いた生徒指導法を実践する。各対象校の代表教員

	<p>を対象に、それぞれの教員の取り組みの成功および失敗やアドバイスを共有するとともに、追加的な技術指導を提供する（エプワース地区：代表教員4人/校×5校=20人、クウェクウェ郡：代表教員4人/校×5校=20人、1日×2回、ハラレ市およびクウェクウェ郡の会議室で実施）。講師は2-1-3 同様に2-1-2で養成したコアトレーナーが務める。これにより、教員の指導能力を継続的にかつ着実に定着させる。</p> <p>2-1-5 異動教員対象の褒めて伸ばす教育法を用いた生徒指導法トレーニング 3年次の活動。</p> <p>2-1-6 エクスチェンジ・プログラム（優良校への視察） 継続的な教員の学びの場の一環として、対象校の中から校長のイニシアティブや教員により褒めて伸ばす教育法を用いた生徒指導法が定着しつつある優良校を特定し、対象校の校長および教員代表でその学校を訪問し、様々な学びを得る場を提供する（エプワース地区：47人、クウェクウェ郡：47人、1日×1回、各地区の優良校で実施）。このプログラムには同地区にある初等学校からも校長を招待し¹⁴、褒めて伸ばす教育法の初等学校への展開も視野に入れながら優良校の実践と学びを共有する。このエクスチェンジ・プログラムは、当団体職員、視学官（スクールインスペクター）そして、2-1-2で養成したコアトレーナーがファシリテートする。</p> <p>2-1-7 教育行政官による定期的モニタリング・アドバイス 2-1-4の継続的な学びの場での技術的指導と並行して、定期的に教育行政官と当団体の子どもの保護の専門家が対象10校の教育現場を訪れ、直接教員に指導する機会を持つ（視学官、心理士、8人、1日間×2回、対象10校で実施）。これにより教員の更なる能力の定着を目指す。</p> <p>2-2 子どもおよび地域住民（保護者含む）向けのトレーニング</p> <p>2-2-1 「学校を拠点とする子ども保護委員会」へのトレーニング 対象10校の生徒たちで構成される「学校を拠点とする子ども保護委員会」を対象に、褒めて伸ばす教育法を用いた生徒指導法についてのトレーニングを行う（エプワース地区：子ども保護委員会のメンバー：生徒7人、学級委員6人、教員2人、計15人/校×5校=75人、クウェクウェ郡：子ども保護委員会のメンバー：生徒7人、学級委員6人、教員2人、計15人/校×5校=75人、1日×2回、エプワース地区は各対象校で、クウェクウェ郡は中心地にある対象2校で実施）。トレーニングでは、体罰などの不適切な指導や褒めて伸ばす指導法についての理解を促進するだけでなく、体罰やいじめを防止する校則作りや、暴力のない安全な学校環境のモニタリング、他の生徒に対する暴力撲滅のための啓発教材（ビデオ、ポスター、パ</p>
--	---

¹⁴各地域から5校ずつ合計10校を選定し、各校から校長1名が参加する。学校の選定基準としては、活動参加の利便性から中等学校と同地区にある初等学校を選ぶ。

	<p>ンフレットなど) 製作のサポートを行う。これらの啓発教材は、2-2-2 の啓発セッションで使用する。</p> <p>2-2-2 生徒への褒めて伸ばす教育法を用いた生徒指導法に関する啓発セッション（イベント形式）</p> <p>2-2-1 でトレーニングを受けた「学校を拠点とする子ども保護委員会」のメンバーが中心となり、全生徒に対して啓発イベントを実施し、体罰の禁止や同生徒指導法への理解を促す（エプワース地区対象5校の生徒：3,820人、クウェクウェ郡対象5校の生徒：1,795人）、クウェクウェ郡の中等学校に¹⁵隣接する小学校の生徒100人（50人×2校=100人）、1日×1回、各対象校で実施）。イベントは、歌やダンス、劇、詩などを通じて、生徒たちが楽しみながら、学べる内容とする。</p> <p>2-2-3 「コミュニティを拠点とする子ども保護委員会」へのトレーニング</p> <p>褒めて伸ばす教育法を用いた生徒指導法を促進していくためには、保護者を含む地域住民の理解が不可欠である。そのため、子どもに対する暴力がないようモニタリングする役割を担い、コミュニティの人々で構成される「コミュニティを拠点とする子ども保護委員会」を対象に、学校における体罰などの暴力から子どもを守るための知識・理解を促すためのトレーニングを行う。トレーニングには、学校関係者や学校を拠点とする子ども保護委員会の代表者も招待し、学校とコミュニティ間の連携も促す（1. エプワース地区計80人：子ども保護委員会のメンバー（住民50人）、その他学校関係者（30人）、1日×1回、コミュニティ集会所で実施、2. クウェクウェ郡計65人：子ども保護委員会のメンバー（住民35人）、その他学校関係者（30人）、対象校の中で中心に位置する2校で実施）。</p> <p>トレーニングでは、体罰禁止に関する法律や政策、褒めて伸ばす教育法を用いた生徒指導法の理解を促すとともに、コミュニティで子どもの保護に関する申し立てがあった際にコミュニティと学校で連携し、警察へ報告する等の具体的な方法を指導する。</p> <p>2-2-4 地域住民への褒めて伸ばす教育法を用いた生徒指導法に関する啓発セッション（対話形式）</p> <p>2-2-3 でトレーニングを受けた委員会のメンバーが中心となり、各コミュニティで住民の代表者を対象に対話を通じた啓発セッションを行う（エプワース地区：250人（コミュニティを拠点とする子ども保護委員会50人）、学校を拠点とする子ども保護委員会（35人）、住民代表（165人）、クウェクウェ郡：250人（コミュニティを拠点とする子ども保護委員会（35人）、学校を拠点とする子ども保護委員会（35人）、住民代表（180人）、1日×1回、各コミュニティの集会所で実施）。対話を通じて、住民自身が体罰などの不適切な指導法に関する意識や行動を確認するとともに、褒めて伸ばす教育法</p>
--	---

¹⁵クウェクウェ郡の対象5校のうち2校は小学校が隣接されているため、小学校の生徒代表50人/校を啓発セッションに招待する。

	<p>を用いた生徒指導法の有効性を紹介する。対話に参加する住民の代表者たちは、セッションを通じて得た知識や情報を他の住民に拡散する役割を担う。</p> <p>【当初計画からの変更箇所】</p> <p>1. 子ども保護委員会へのトレーニングの追加（活動2-2-1、2-2-3）</p> <p>教員による褒めて伸ばす教育法を用いた生徒指導法を促進させていくためには、生徒たち自身や保護者を含む地域住民が、体罰などの不適切な指導法を容認するのではなく、教員や学校に対して適切な指導を行うよう働きかけていくことが不可欠である。体罰の禁止や同生徒指導法に対する生徒や地域住民の理解と継続的な活動を促すため、生徒および住民からなる子ども保護委員会へのトレーニングを追加し、事業終了後も持続可能な体制を構築する。</p> <p>2. 生徒および地域住民に対する啓発セッションの方法の変更（活動2-2-2、2-2-4）</p> <p>生徒と地域住民に同時に啓発セッションを行う予定であったが、分けて行うことによる効果が期待できると判断したためである。また、地域住民に対する啓発セッションについては、不特定多数の住民（200人/コミュニティ）に対して啓発イベントを実施するのではなく、2-2-3でトレーニングをするコミュニティを拠点とする子ども保護委員会のメンバーと住民代表間の対話に変更する。対象者を絞り双方向での対話をを行うことで、より効果的な働きかけが可能となる。</p> <p>2-3 事業の成果をはかる調査とアドボカシー</p> <p>2-3-1 中間評価調査およびインパクト調査</p> <p>2年次終了時に中間評価調査を行う。この調査は、3年次に実施する2年次から3年次にわたる教員に対する継続的な取り組みの成果を定量的かつ定性的に評価するインパクト調査につなげる。2年次の中間評価調査では、2名のコンサルタントの指導もと、4名の調査員が対象校に赴き聞き取り調査などを行いデータ収集する（26日/対象10校で実施）。収集されたデータをコンサルタントが分析し、1年次の活動によって与えられたインパクトを測る。調査の結果は関係者を集めた確認ワークショップで共有し、3次年次の活動の見直しなどに役立てる。（参考資料4. 中間評価調査実施計画書参照）</p> <p>2-3-2 全国レベルの褒めて伸ばす教育法を用いた生徒指導法導入促進を目指したアドボカシーのためのカンファレンス</p> <p>3年次から開始する活動。</p> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ● 直接裨益者数：6,668人（対象校10校に通う生徒5,615人、校長10人、教員240人、コミュニティを拠点とする子ども保護委員会員200人）
--	---

	<p>員会メンバー145人、啓発セッションに参加する住民代表者500人)、教育省および教育セクター支援グループ関係者48人、対象10校周辺の初等学校校長10人、初等学校の生徒100人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 間接裨益者数: 181,000人(対象9コミュニティの全人口) <p>【当初計画からの変更箇所】</p> <p>地域住民に対する啓発セッションをイベント形式から対話形式のセッションに変更したことに伴い、参加する住民代表者を2,000人から500人に変更。また、対象中学校に隣接されている小学校(2校)の生徒代表(50人/校)を啓発セッションに招待することに変更。</p>
(6) 期待される成果と成果を測る指標	<p>成果1. 対象校の学校施設が整備され、かつ適切に維持管理されるようになる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設維持管理トレーニングの事後テストで80%以上正解する学校開発委員会メンバー: 80% (確認方法: 事後テスト) ・ 学校運営にかかるトレーニングの事後テストで80%以上正解する校長および教員: 80% (確認方法: 事後テスト) <p>※設定根拠について</p> <p>過去の他事業の経験から「事後テストで80%以上正解するメンバー: 80%」という指標は、比較的難しいが達成可能であり、この指標を達成できた事業では、その後の施設の適切な維持管理につながっていることがわかった。それゆえ当事業でも、上記の指標を達成することがトレーニング受講者の行動変容につながると予想される。</p> <p>【上記確認方法を補完する確認方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ トレーニング参加者リストおよび開催報告書 ・ 中間評価・インパクト調査報告書 ・ 対象校校長、教員、子ども、学校開発委員会メンバーへの聞き取り調査 ・ 対象校の視察(調査シート) <p>成果2. 対象校で、教員による褒めて伸ばす教育法を用いた生徒指導法の確立と実践を通じて、子どもにとって適切な学習環境が整う。</p> <p>成果を測る指標:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 褒めて伸ばす教育法を用いた生徒指導法トレーニングの事後テストで80%以上正解する教員: 80% (確認方法: 事後テスト) ・ 褒めて伸ばす教育法を用いた生徒指導法を修得し、日々の教育現場で実践する教員: 対象10校の全教員の50% (確認方法: 第3者による授業の観察、校長、教員への聞き取り調査) ・ 子どもの保護および褒めて伸ばす教育法を用いた生徒指導法トレーニングの事後テストで80%以上正解する学校を拠点とした子ども保護委員会のメンバー: 80% (確認方法: 事後テスト) ・ 子どもの保護および褒めて伸ばす教育法を用いた生徒指導法トレーニングの事後テストで80%以上正解するコミュニティを拠

	<p>点とする子ども保護委員会のメンバー：80%（確認方法：事後テスト）</p> <ul style="list-style-type: none"> 体罰が効果的なしつけの方法と回答する地域住民（保護者および生徒含む）の割合：50%※アンケート回答者200人（エプローチ地区100人、クウェクウェ100人）を対象に調査（確認方法：アンケート） <p>※設定根拠について</p> <p>過去の他事業の経験から「事後テストで80%以上正解するメンバー：80%」という指標は、比較的難しいが達成可能であり、この指標を達成できた事業では、トレーニングを受けたメンバーに前向きな行動変容がみられている。それゆえ当事業でも、上記の指標を達成することが、トレーニング受講者が褒めて伸ばす教育法を用いた生徒指導法を正しく理解し、実践することにつながると言える。また、知識を得ることよりも難易度の高い実践に関しては、2年次では50%と設定し、3年目に80%の達成を目指すものとしている。</p> <p>【上記確認方法を補完する確認方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> トレーニング参加者リストおよび開催報告書 中間評価・インパクト調査報告書 教員、生徒、政府関係者への聞き取り調査対象校の視察（調査シート） 地域住民、保護者、生徒へのインタビューおよびアンケート <p>※指標は2年次に測るもののみ記載</p> <p>【当初計画からの変更箇所】</p> <p>活動2の変更および現地行政や専門家との協議を得て、指標を変更。</p>
(7) 持続発展性	<p>インフラ支援を行う、クウェクウェ郡の対象中等学校は、現地行政が保護者および地域住民の支援を得ながら維持管理を行う。なお、事業開始時、現地行政と学校側の維持管理責任を明記した文書を取り交わし、学校設備の維持をより確実なものにする。</p> <p>学校や地域における褒めて伸ばす教育法を用いた生徒指導法に関する教員の能力強化については、活動2で実施する全トレーニングで、教育省の職員が講師となるため、事業終了後も中央や市・郡の教育省担当官およびプラン・インターナショナル・ジンバブエがモニタリングを実施する。また、学校およびコミュニティを拠点とする子ども保護委員会へのトレーニングを行い、事業終了後も彼らが中心となり、褒めて伸ばす教育法を用いた生徒指導法を普及し、教師による同指導法の実践をモニタリングする体制を構築する。これにより、学校関係者への能力強化と定着を継続的に確実なものにできる。当事業終了後に行われる現地調査では、以下の関係者から事業の中長期的な成果、持続発展性に関する情報を得ることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> プラン・インターナショナル・ジンバブエ <ul style="list-style-type: none"> 対象地全般の様子（事業終了後も、当該地域で活動を継続予

	<p>定)</p> <p>2、 初等中等教育省</p> <ul style="list-style-type: none">・当事業対象地域内外で、褒めて伸ばす教育法を用いた生徒指導法の普及に向けた活動をしているか <p>3、 教育行政官、対象校の教師</p> <ul style="list-style-type: none">・対象校で褒めて伸ばす教育法を用いた生徒指導法が確立され、適切に実践されているか <p>4、 地方行政</p> <ul style="list-style-type: none">・建設・修繕した設備が適切に利用され、維持管理されているか <p>5、 生徒、学校を拠点とする子どもの保護委員会</p> <ul style="list-style-type: none">・生徒が不適切な指導法（体罰）の減少や学校施設の改善により、学習環境が改善されたと感じているか <p>6、 対象コミュニティの地域住民、コミュニティを拠点とする子ども保護委員会</p> <ul style="list-style-type: none">・子ども保護委員会によって、体罰を防止するなど子どもの保護にかかる活動が実践されているか・地域住民（保護者）が体罰防止や褒めて伸ばす教育法の有効性について理解しているか
--	--

(ページ番号標記の上、ここでページを区切ってください)